

Nº 674964

交付年月日 一九五〇年 月 日

村長

第四回 宣野溝村議會臨時議會議錄

日 時

一九五一年五月三日自午前十時五十分至午後三時二十分

場 所

村役所に於いて

出席議員

仲村春勝、比嘉森康、又吉毫助、伊波一夫

五古波藏雄、六長瀧眞島、七松川栄昌、八知念俊告

九米須清和、新城正傳

委 員

村長知念清一、助役吳屋眞徳、収役國吉眞光

総務課長仲村春松

書 記

当山全喜

提出議案

議案第十二號、一九五一年度宣野溝村歳入歳出追加豫算議定件

議案第十三號、宣野溝村稅賦課徵收條例設定期

議案第十四號、宣野溝村職員給料支給條例設定期

議案第十五號、区長同意件

議決の要旨

午前十一時五十八分議会開催を宣言す。

議員の出欠の報告をなす。

議事録署名人の選定方法を詰り例に依り議長指命下して

も異議なしと詰る。

全員

異議なし

会員異議なしドモハ番議員知念俊吉、一〇番議員新城正傳

の二名を指命す。

書記をして議案を配附せしめ議案第十二號を附議する旨を

宣し書記をして同案を朗讀せしむ。

議案第十二號の説明を求む

參議長、議案第十二號は原案通り議決してはと詰る

議案第十二號の説明をなす

議長、議案第十二號は原案通り議決してはと詰る

全員異議なし

全員異議なしにて議案第十二號は原案通り議決

する旨を宣す。

議案第十二號の附議を宣し同案を書記に朗讀せしむ。

議案第十二號は色々と審議を要すると思考されるにつき

暫く休会し協議会ト移しては如何と詔る

全員賛成を唱ふ

議長全員賛成につき休会する旨を宣す 午后一時五分也

マニ時五分休会中の議会を再開する旨を宣す

之議案第十三號は原案通り議決しては如何と詔る

全員異議なし

議長全員異議なしに付議案第十二號は原案通り議決する旨を宣す

全員異議なし

議長全員異議なしに付議案第十三號は原案通り議決する旨を宣す

全員異議なし

議案第十三號は原案通り議決しては如何と詔る

全員異議なし

議案第十三號は原案通り議決する旨を宣す

全員異議なし

議案第十三號は原案通り議決する旨を宣す

全員異議なし

議案第十三號は原案通り議決する旨を宣す

全員異議なし

議案第十四號は附議する旨を宣し書記に同案を朗讀せしめ

原案通り議決しては如何と詔る

全員異議なし

議長全員異議なしに付議案第十四號は原案通り議決する旨を宣す

議長仲村春勝
署名人知念俊吉

新城正傳